

令和7年度

第18回大分県教育委員会 議事録

日 時 令和7年12月19日（金）
開会14時00分 閉会15時13分

場 所 教育委員室

令和7年度
第18回大分県教育委員会

【議 事】

(1) 議 案

- 第1号議案 教職員の懲戒処分について
- 第2号議案 教職員の懲戒処分について
- 第3号議案 教職員の懲戒処分について
- 第4号議案 令和8年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について
- 第5号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等
の一部改正について

(2) 報 告

- ① 県立高等学校へのコミュニティ・スクールの導入について

(3) 協 議

- ① 県立特別支援学校へのコミュニティ・スクールの導入について

【内 容】

1 出席者

教育長	山 田 雅 文
委 員（教育長職務代理者）	高 橋 幹 雄
委 員	高 鈴 木 恵 代
委 員	岩 武 茂 代
委 員	岡 田 豊 弘 敦
委 員	藤 田 敦

事務局 理事兼教育次長	大 和 孝 司
教育次長	山 田 誠 司
教育次長	木 村 典 之
教育改革・企画課長	鈴 木 耕 平
教育人事課長	神 屋 貴 志
義務教育課長兼幼児教育センター所長	小 野 勇 一
特別支援教育課長	坂 本 忠 史
高校教育課長	小 野 和 正
教育人事課人事企画監	中 川 忠 志
教育改革・企画課 総務企画監	和 田 博 幸
教育改革・企画課 課長補佐（総括）	多 嶋 田 智
教育改革・企画課 主査	穴 見 ひ と み
教育改革・企画課 主事	高 田 隼 希

2 傍聴人

0 名

開会・点呼

(山田教育長)

委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

(山田教育長)

ただ今から令和7年度第18回教育委員会会議を開催します。

署名委員指名

(山田教育長)

議事録の署名については、鈴木委員にお願いします。

会期の決定

(山田教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。
会議の終了は14時55分を予定していますので、よろしくお願いします。

議 事

(山田教育長)

始めに、会議は原則として公開することとなっておりますが、第1号議案から第3号議案は、人事に関する案件でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて、委員の皆さんにお諮りいたします。
賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第1号議案から第3号議案を非公開といたします。

(山田教育長)

本日の議事進行は、始めに非公開による議事を行い、次に公開による議事を行います。

傍聴人の方は、この後の非公開の議事の審議中は一旦退出となりますが、ご了承ください。

それでは、非公開の議事を行いますので、傍聴人は一度ご退出してください。

【議 案】

第1号議案 教職員の懲戒処分について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、義務教育課〕入室)

(山田教育長)

まず、第1号議案「教職員の懲戒処分について」教育人事課長から説明をしてください。

(説 明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。
それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第1号議案については、提案のとおり承認します。

第2号議案 教職員の懲戒処分について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、義務教育課〕入室)

(山田教育長)

次に、第2号議案「教職員の懲戒処分について」教育人事課長から説明してください。

(説明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。
それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採決) 全員挙手

(山田教育長)

第2号議案については、提案のとおり承認します。

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(3課〔教育改革・企画課、教育人事課、義務教育課〕入室)

(山田教育長)

次に、第3号議案「教職員の懲戒処分について」教育人事課長から説明してください。

(説明)

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見)

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第3号議案については、提案のとおり承認します。

(山田教育長)

それでは、これから公開の議事を行います。
傍聴人の入場がありますので、少しお待ちください。

第4号議案 令和8年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

それでは、第4号議案「令和8年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について」教育人事課長から説明してください。

(中川人事企画監)

ここからは、教育人事課長 神屋に替わり、教育人事課人事企画監の中川が説明します。よろしくをお願いします。

「令和8年度大分県教育庁職員定期人事異動方針について」説明します。この異動方針は、教育庁本庁及び地方機関、学校を除く教育機関の職員の定期人事異動にあたり、「第1 基本方針」「第2 昇任等」「第3 異動」「第4 退職」の4項目について毎年方針を定めているものです。

昨年度からの主な変更点、3点について、説明します。5ページの新旧対照表をご覧ください。右側が令和8年度の異動方針(案)となっています。

まず、1点目は「第1 基本方針」の下線部に追加した、「教育県大分」創造プラン2025及び「業務量削減に向けた改革の実行」についての記述です。これは、10月に議決をいただいた公立学校教職員定期人事異動方針等に準じた記述に変更しています。

2点目は、「第3 異動」についてです。6の下線部分を追加していますが、今年度から教育事務の社会人経験者の採用試験を実施しています。これにより、即戦力も含め、教育事務の採用者数を増やすことで、県立学校等への教育事務職員の配置を拡大し、プロパー事務職員の確保と学校事務室の体制強化を図っていくことを追加しています。

3点目は、「第4 退職」についてです。早期退職の募集についてですが、制度改正により今年度からは募集を行わないこととしたため、該当項目を削除して

います。

その他、字句の修正を行っています。

説明は以上です。ご審議のほどお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。

ご質問・ご意見はありませんか。

(高橋委員)

教育事務職員を増やすという点は、例えばコミュニティスクールの運営などの際に、事務職員が大きな働きをするというような話ですか。

(中川人事企画監)

そのとおりです。国が示した教員の働き方改革の3分類の中で、事務職員の役割も増やしていくということが明確化されていますので、そうした点も念頭に、事務職員の確保を進めていくこととしています。

(高橋委員)

生徒との繋がりも含めて、事務職員が担っていく部分を増やすという意味でよろしいでしょうか。

(中川人事企画監)

そのとおりです。

(鈴木委員)

管理職選考の中で、女性管理職が増えない理由を女性の先生に聞いてみたところ、広域の異動が負担になるということを仰っていて、配慮はされていると思いますが、頑張りますと言った先生ほど遠くに勤務するような状況になってしまうことが多いようです。後に続いてくれる人が増えてくれるよう、記載や配慮を頂ければありがたいところです。

(中川人事企画監)

その点は、先日の小中学校の人事異動方針の議案の中でも議論を頂いたと聞いています。そういったことも踏まえ、特に女性の管理職に対する配慮については、職員調書も含め、我々も丁寧に聞き取っていきたいと考えています。

(山田教育長)

他にありませんか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。

承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第4号議案については、提案のとおり承認します。

第5号議案 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について

(2課〔教育改革・企画課、教育人事課〕入室)

(山田教育長)

次に、第5号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正について」教育人事課長から説明してください。

(中川人事企画監)

第5号議案「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正」について、説明します。20ページの「議案概要」をお開きください。まず、改正を行う規則は、記載の3つです。

「2改正理由主な改正内容」のうち、改正理由ですが、災害に係る特別休暇の取得対象の追加等を行うとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる「給特法」のことですが、一部改正に伴う規定の整備を行うものです。

具体的な改正内容については、次のページ「第5号議案 補足資料」で説明します。先ほど申し上げた3つの規則について、「(2)改正理由」のとおり、それぞれ理由を整理しています。3つの規則に共通する理由は、「①災害に係る特別休暇の拡充及び新設」であり、「②給特法の一部改正に伴う規定の整備」は、「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則」のみ該当する理由です。

「(3)主な改正内容」をご覧ください。「①災害に係る特別休暇の拡充及び新設」については、国家公務員の休暇制度に合わせるための改正です。現行の規定では、災害により職員の現住居が被害を受けた際に復旧作業等に係る特別休暇を認めていますが、国が今年7月に制度を改正したことなどに伴い、対象となる住居の範囲を拡大します。具体的には、「単身赴任中の職員の配偶者等が居住する住居」を加えるとともに、国が非常災害対策本部を設置するような災害（例えば、令和6年能登半島地震など）の場合は、「親族の住居等」も対象に加えることとします。

「②給特法の一部改正に伴う規定の整備」については、規則で参照する「給特

法の条項」について修正するものです。

施行期日について、「①災害に係る特別休暇の拡充及び新設」については、本日の会議後に公布及び施行し、11月18日に遡って適用することで、佐賀関で発生した火災にも対応できるようにします。また、「②給特法の一部改正に伴う規定の整備」については、改正法の施行に合わせ来年1月1日に施行します。

以上です。ご審議のほどお願いします。

(山田教育長)

ただ今説明のありました議案について、審議を行います。
ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

(山田教育長)

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。
承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決) 全員挙手

(山田教育長)

第5号議案については、提案のとおり承認します。

【報 告】

① 県立高等学校へのコミュニティ・スクールの導入について

(2課〔教育改革・企画課、高校教育課〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第1号「県立高等学校へのコミュニティ・スクールの導入について」
高校教育課長から説明をしてください。

(小野高校教育課長)

県立高校へのコミュニティ・スクールの設置について報告します。資料をご覧ください。

まず「1. 学校運営協議会について」をご覧ください。学校運営協議会設置の根拠と、設置状況を記載しています。令和7年5月1日現在で、全国で1,402校、九州127校に設置が完了しています。本県では現在9校に設置済みです。

続いて、2の本県における設置の方針についてです。学校・保護者・地域住民等の協働による学校のさらなる魅力づくりを推進していくため、令和8年度には

大分市・別府市以外の全ての県立高校に、そして令和9年度までに全ての県立高校に設置することとします。

3の令和8年度から新規に設置する高校については、高田高校等の大分市・別府市以外の高校15校と、大分市内の学校の中で設置の希望があった大分商業高校、鶴崎工業高校、情報科学高校、爽風館高校の4校を加えた計19校です。

5の関係規則には、学校運営協議会の目的として、学校運営の改善並びに生徒の健全育成に取り組むことを記載しています。

さらに、これは記載していませんが、設置の目的に関わる内容として、現在大分市・別府市以外の地域の学校には、地元産業界や市行政からの期待も大きく、高校の魅力づくりや発信を支援するための団体が設置されるなど、産学官が一体となった取組を行っています。また、大分市内の学校にあっても、それぞれの課程や学科の特色を活かした活動が行われています。今後、学校運営協議会を設置しまして、地域の方や関係機関の方など、様々な知見を活かすことで県立高校のさらなる魅力づくりが図られるということも期待されます。

6の期待される効果についてです。現在設置している9校については、学校・保護者・地域住民等の学校運営への参画によって、地域との連携が強化されており、探究学習等のいっそうの充実が図られた事例や、あるいは定員充足率の向上につながっている事例もあります。加えて、今年度の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正に伴い、教員の業務量管理や健康確保措置の実施に関する内容について、学校運営協議会等の承認を得ることが必要となりました。それにより、各校における教員の働き方改革も一層の促進が期待されます。

7には今後の予定を記載していますが、新規設置する19校においては、既に設置をしている学校の好事例を参考にしつつ、各校のスクールミッションやスクールポリシーを踏まえて委員を選定し、学校運営の改善、魅力向上につながるよう、設置運営について準備、そして、支援をしていきたいと考えています。

以上です。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

② 県立特別支援学校へのコミュニティ・スクールの導入について

(2課〔教育改革・企画課、特別支援教育課長〕入室)

(山田教育長)

次に、報告第2号「県立特別支援学校へのコミュニティ・スクールの導入について」特別支援教育課長から説明をしてください。

(坂本特別支援教育課長)

県立特別支援学校へのコミュニティ・スクールの導入について、報告します。

「1」の(1)に、学校運営協議会設置の根拠となる法令を示しています。「1」の(2)には、令和7年5月1日現在の公立特別支援学校におけるコミュニティ・スクールの導入状況をお示ししています。全国では634校に導入され、導入率は55.9%となっています。九州では、大分県を含め熊本県(20校)、宮崎県(13校)、八代市(1校)北九州市(2校)の特別支援学校(41校)に導入されており、導入率は25.6%となっています。本県は、さくらの杜高等支援学校、中央支援学校、中津支援学校、竹田支援学校、日田支援学校の計5校に導入しています。

「2」に示している設置に向けた方針については、希望する特別支援学校から順次導入をすすめ、令和9年度までにすべての特別支援学校への導入をめざすとしています。

「3」に令和8年度からコミュニティ・スクールを導入する学校は、宇佐支援学校、日出支援学校、大分支援学校、臼杵支援学校、佐伯支援学校の5校となっています。新規設置の5校は、「4」の規則に基づいて、「5」にあるように、令和8年4月1日から予定しています。

「6」に、コミュニティ・スクールを導入することにより期待される効果を示しています。持続可能な組織体制の構築や社会総掛かりで課題解決に取り組むこと、地域や関係機関との協働に加え、特別支援学校や在籍する児童生徒への理解が広がり、深まることを通して、共生社会の基盤形成につながることも期待されます。

最後に、今後の予定ですが、令和8年度導入予定の5校については、12月末日までに設置意見書の提出を受け、令和8年2月の教育委員会で審議いただき、令和8年4月1日付け設置を行う予定です。

以上です。

(山田教育長)

ご質問・ご意見はありませんか。

(山田教育長)

高等学校へ学校運営協議会を導入することで期待される効果として、給特法の改正に基づいて業務量管理・健康確保措置実施に関する協議を行うこととありましたが、特別支援学校では協議されないのですか。

(坂本特別支援教育課長)

働き方改革に向けた取組が議題に挙がる学校もあります。

(山田教育長)

給特法上の業務量管理・健康確保措置実施に関する協議を行うことの義務付けは、特別支援学校は対象ではないのですか。

(坂本特別支援教育課長)

特別支援学校も対象です。

(山田教育長)

特別支援学校も対象であるならば、期待される効果として業務量管理等の内容を追加してください。

(高橋委員)

すでにコミュニティ・スクールを導入している5校で、よい効果が出ている事例はありますか。

(坂本特別支援教育課長)

コミュニティ・スクールを導入したことで地域の方々とのつながりが深まり、現場実習や職場体験の提案をいただいている等の成果が報告されています。

(高橋委員)

地域に積極的に出ていき、たくさん話すことで特別支援学校のことを知ってもらえると思うので、これからの導入に向けた取組を頑張ってください。

(山田教育長)

最後にその他、何かありますか。

(山田教育長)

それでは、これで令和7年度第18回教育委員会会議を閉会します。
ありがとうございました。